平成28年度中野区介護サービス事業所集団指導「訪問介護事業所」に対する質問への回答

【問1】

訪問介護計画書を遅れないようにしていますが、ケアプランが遅れて届く事があり、訪問介護計画書に捺印等を利用者様等に頂いた後で、日付(目標等)がケアプランと相違してしまった場合、手書きで直し、訂正印でも良いのか?再度、利用者様に捺印を頂かなければならないのか?ご回答をお願いします。

【回答】

まず、訪問介護計画を作成したら、当該計画を介護支援専門員にも送付していただきますよう、お願いします。

ケアプランが訪問介護計画作成後に届いた場合ですが、交付した訪問介護計画との内容に相違がないか確認してください。内容に相違がなければ、交付した訪問介護計画をそのまま計画とする旨を支援経過等に記録してください。この記録によって、ケアプランと日付が前後していても、経過や介護支援専門員と連携していることがわかるようになります。

内容(目標、サービス内容等)に相違があった場合は、介護支援専門員に連絡し、どちらの計画を修正するか相談してください。訪問介護計画を変更する場合は、改めて利用者様に説明、同意、交付を行い、同意を得た日以降の計画期間から、当該計画に基づいたサービス提供を行っていただくことになります。

【間2】

給付請求の根拠となる時間について、実際の提供時間が短くなった場合のサービス提供記録の提供時間の記載は計画通りに記載するのでしょうか。

【回答】

計画には提供する個々のサービスに必要となる標準的時間を記載していますので、実際の提供 時間とは多少の差が生じることがあると思います。その場合、提供記録は実際の時間を記載して ください。

もし計画と時間に大きく差が生じることが続くようであれば、計画の見直しを検討していただく必要があります。

【問3】

後半の説明で、プリント裏「2.給付請求に関する注意事項」について実際の提供時間が短くなった場合、仕事が早く終われば切り上げて帰って良いということでしょうか?その場合、約束の時間の間に帰った後、転倒などあったとき、責任は問われないのでしょうか?

【回答】

訪問介護計画に記載した時間は標準的な時間になりますので、実際の提供時間とは多少の差が 生じることがあると思います。必要なことは「計画に位置付けたサービスを提供する」というこ とです。

このことから、サービス提供が早く終われば切り上げていただいて構いません。提供時間が計画の時間より長時間になった場合は、計画に位置付けたサービスは提供してください。

よって、計画に位置付けたサービスを提供している間に事故が発生した場合は、サービス提供 中の事故と考えます。

実際にサービス提供を行った結果、常に計画の時間より早く終わる、または計画の時間よりも 長くかかるような場合は、計画の見直しを検討してください。